

八幡浜市生産性向上・収益力強化支援事業補助金交付要綱

〔令和 8 年 3 月 1 6 日〕
〔要 綱 第 1 5 号〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、物価高騰等の影響下にある市内中小企業者等に対し、八幡浜商工会議所又は保内町商工会による伴走支援のもと、生産性向上及び収益力強化に資する設備投資等を支援することにより、経営体質の強化と経営環境の整備を図り、もって地域経済の持続的な発展に資するため、予算の範囲内において八幡浜市生産性向上・収益力強化支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市税の滞納者(市税を完納し、又は徴収の猶予若しくは期限の延長がなされた者を除く。)を除く。

(1) 以下のアからウまでのいずれかに該当する者であって、かつ、市内に事業所又は住所を有するもの

ア 中小企業基本法(昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又は同条第 5 項に規定する小規模企業者

イ 個人で農業、林業又は漁業を営む者であって、自ら加工又は製造を行うもの

ウ その他市長が適当と認める者

(2) 八幡浜商工会議所又は保内町商工会の会員であるもの

(3) 八幡浜市暴力団排除条例(平成 2 3 年条例第 3 7 号)第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員等でないもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認める者は、補助の対象外とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が生産性向上及び収益力強化を図ることを目的として、市内において

実施する事業であって、かつ、次の各号に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 補助対象事業が別表 1 に掲げる事業に該当しないこと。
- (2) 地域の風紀を著しく害する事業でないこと。
- (3) その他市長が適当であると認める事業であること。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表 2 に定めるものとする。ただし、補助対象経費の総額が 10 万円に満たないものは補助対象としない。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内の額（この額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、100 万円を上限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金とは別に、他の制度による補助又は助成を受けているときは、補助対象経費から当該補助又は助成を受けた額を除くものとする。
- 3 補助金の交付回数は、補助対象者 1 者につき 1 回限りとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八幡浜市生産性向上・収益力強化支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象経費の内訳が分かる見積書の写し
- (4) 市税の滞納がないことを証する書類
- (5) 法人にあつては、履歴事項全部証明書の写し
- (6) 個人事業主にあつては、開業届の写し又は直近の確定申告書の写し
- (7) 他の制度による補助又は助成を受けている、又は受ける予定がある場合は、その内容が分かる書類の写し

- 2 申請者は、前項に規定する申請書を提出するに当たって、申請者において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及

び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りでない。

3 市長は、第1項に規定する添付書類のほか、必要な書類を提出させ、又はその一部の提出を省略させることができる。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、八幡浜市生産性向上・収益力強化支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

（変更、中止及び廃止）

第8条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ八幡浜市生産性向上・収益力強化支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする補助事業者は、前項の申請書に、変更内容が確認できる書類の写し及びその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに八幡浜市生産性向上・収益力強化支援事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (3) 補助事業の実施状況が分かる写真
- (4) 導入した設備の保証書等の写し（購入年月日、型番、製造番号、販売店名などが確認できるもの）

(5) 他の制度による補助又は助成を受けた場合は、その交付額確定通知書等の写し

2 第6条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第6条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を八幡浜市生産性向上・収益力強化支援事業補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

4 第1項の報告を行うに当たっては、第6条第3項の規定を準用する。

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、八幡浜市生産性向上・収益力強化支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により通知する。

（補助金の請求）

第11条 前条に規定する確定通知書を受けたものは、八幡浜市生産性向上・収益力強化支援事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条に規定する請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付する。

（指導監督）

第13条 市長は、補助事業者が実施する補助事業に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（財産の管理）

第14条 補助事業により取得し、又は効果が増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械

及び重要な器具は、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、前項ただし書に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（関係書類の保管）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

補助対象としない業種

- 1 金融業又は保険業（保険媒介代理店及び保険サービス業を除く。）
- 2 サービス業等のうち、次に掲げるもの
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 3 条第 1 項の適用を受ける風俗営業を営むもので、公序良俗に反する等、社会的に批判を受けおそれのある飲食店
 - (3) 集金業又は取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く。）
 - (4) 政治団体又は宗教団体
- 3 その他公序良俗等の観点から補助対象とすることが適当でないと認められる事業

別表 2 (第 4 条関係)

補助対象経費となるもの		補助対象経費とならないもの
区分	内容	
機 械 装 置 費	本事業を実施するに当たって必要な機械装置の購入、据付けに要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の購入費及び人件費 ・ 汎用性が高く用途が限定されないもの(パソコン、タブレット、スマートフォン、車両等) ・ 農業、林業、漁業の生産活動(栽培、育成、収穫、捕獲等)に直接使用される機械、器具、設備等(トラクター、田植機、コンバイン、漁船、養殖いかだ等) ・ その他市長が適当でないと認める経費
ソ フ ト ウ ェ ア 導 入 費	本事業を実施するに当たって必要な専用ソフトウェア、情報システムの購入・構築に要する経費	
外 注 費	本事業を実施するに当たって必要なオーダーメイドによる機械装置の購入、据付け又は専用ソフトウェア、情報システムの購入・構築に要する経費。また、加工や設計(デザイン)・検査など一部の作業を外注(請負、委託等)する場合の経費	
そ の 他	市長が特に必要と認める経費	

八幡浜市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

八幡浜市生産性向上・収益力強化支援事業補助金
交付申請書

八幡浜市生産性向上・収益力強化支援事業補助金の交付を受けたいので、八幡浜市生産性向上・収益力強化支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助対象事業の内容	
補助事業に要する経費 (税 込 み)	円
補助対象経費 (税 抜 き)	円
補助金の交付を受けようとする額	円

添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象経費の内訳が分かる見積書の写し
- (4) 市税の滞納がないことを証する書類
- (5) 法人にあつては、履歴事項全部証明書の写し
- (6) 個人事業主にあつては、開業届の写し又は直近の確定申告書の写し
- (7) 他の制度による補助又は助成を受けている、又は受ける予定がある場合は、その内容が分かる書類の写し

（裏面に続く）

誓約・同意書

※全ての項目を確認し、□にチェック（✓）の上、自署又は記名押印してください。

- 八幡浜商工会議所又は保内町商工会の会員になっています。
- 八幡浜市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等には該当しません。
- この申請書及び関係資料の内容については、事実と相違ありません。
- この補助金交付の審査等のため、市長が必要と判断した場合は、市が保有する個人情報（市税の納税状況及び住民基本台帳）を閲覧又は確認することについて同意します。
- 虚偽の申請その他不正の行為によって交付を受けた補助金について、市から返還の求めがあったときは、遅滞なく返還します。

【消費税等の取扱いについて】（該当する□に✓してください）

当方は課税事業者です。補助対象経費は税抜で申請します。

※ 消費税課税事業者の場合、以下のア又はイに掲げる書類の写しを提出してください。

ア 消費税及び地方消費税の申告書（直近のもの）

イ 適格請求書発行事業者の登録通知書

当方は免税事業者又は簡易課税事業者であり、本事業の経費に係る消費税を仕入税額控除できません。補助対象経費は税込で申請します。

申請者氏名（自署又は記名押印） _____

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

1 事業者の概要

法人・屋号名等	
代表者名	
住所	〒
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

2 事業概要

業種	
事業の（予定）場所	
補助事業の（予定）日	年 月 日
補助事業内容	<p>業務改善や省コスト化等の生産性向上又は収益力強化に向けた具体的取組内容 （具体的な目標及びその具体的な達成手段、機械装置等の型番、システムの導入時期等についての詳細なスケジュールを記載してください。）</p>

3 資金計画

【必要な資金】

(単位：千円)

資金内容	金額
合 計	

【調達資金】

(単位：千円)

調達方法	金額
自己資金	
金融機関からの借入金	
その他借入金	
補助金	
合 計	

※支援機関確認欄

本事業計画については、支援機関による伴走支援を受けていることを確認します。

年 月 日

支援機関名 _____

代表者 _____ 印

【担当】所属・氏名 _____

電話番号 _____

収支予算書

1 収入

(単位：円)

科目	予算額	内訳
自己資金		
借入金		
市補助金		
その他		
合 計		

2 支出

(単位：円)

科目	予算額	補助事業経費 (税込み) (A)	補助対象経費 (税抜き) (A) ÷ 1.1	内訳
設備装置等購入 費				
工事費				
その他				
合 計				

様

八幡浜市長 印

八幡浜市生産性向上・収益力強化支援事業補助金
交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった八幡浜市生産性向上・収益力強化支援事業補助金については、八幡浜市生産性向上・収益力強化支援事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり交付決定（不交付）となりましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額	
2 補助対象法人・屋号名	
3 補助対象事業内容	
4 交付条件	<ul style="list-style-type: none">・上記事項に変更が生じた場合は、生産性向上・収益力強化支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を提出すること。・交付申請書及び添付書類に記載する事項等について、虚偽の記載等が後日判明した場合は、交付決定を取り消すことがあります。

年 月 日

八幡浜市長 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者名

八幡浜市生産性向上・収益力強化支援事業
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業について、下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので、八幡浜市生産性向上・収益力強化支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 （変更・中止・廃止）の理由

2 補助交付変更申請額（変更の場合）

既交付決定額	金	円
変更承認申請額	金	円
差引増減額	金	円

3 中止の期間（廃止の時期）（中止又は廃止の場合）

添付書類

- (1) 変更の内容が確認できる書類又は写し（変更の場合）
- (2) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

八幡浜市長

様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

八幡浜市生産性向上・収益力強化支援事業
実績報告書

年 月 日付け 第 号で決定を受けた八幡浜市生産性向上
・収益力強化支援事業の事業実績について下記のとおり報告します。

記

1 事業の概要

補助対象経費	
補助金交付決定額	
業 種	
事業の場所	
補助事業の開始日	
補助事業の事業内容	業務改善や省コスト化等の生産性向上又は収益力強化に向けた具体的取組内容 (具体的な目標及びその具体的な達成手段、機械装置等の型番、システムの導入時期等についての詳細なスケジュールを記載してください。)

2 収支決算

【収 入】

(単位：円)

科目	決算額	内訳
自 己 資 金		
借 入 金		
市 補 助 金		
そ の 他		
合 計		

【支 出】

(単位：円)

科目	決算額	補助事業経費 (税込み) (A)	補助対象経費 (税抜き) (A) ÷ 1.1	内訳
設備装置等購 入費				
工事費				
その他				
合 計				

(添付書類)

- (1) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (2) 補助事業の実施状況が分かる写真
- (3) 導入した設備の保証書等の写し（購入年月日、型番、製造番号、販売店名などが確認できるもの）
- (4) 他の制度による補助又は助成を受けた場合は、その交付額確定通知書等の写し

年 月 日

八幡浜市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

八幡浜市生産性向上・収益力強化支援事業補助金
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定があった八幡浜市生産性向上・収益力強化支援事業補助金について、八幡浜市生産性向上・収益力強化支援事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第10条の補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

¥ _____

- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

¥ _____

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

¥ _____

- 4 補助金返還相当額（3－2）

¥ _____

（注） 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長 印

八幡浜市生産性向上・収益力強化支援事業補助金額
確定通知書

年 月 日付けで報告のあった事業については、八幡浜市生産性向上・収益力強化支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 円

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

八幡浜市生産性向上・収益力強化支援事業補助金
請求書

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定通知のあった八幡浜市生産性向上・収益力強化支援事業補助金について下記のとおり請求します。

記

交付請求額 金 円

金融機関名	
本・支店名	
口座名義人名	ﾌﾘｶﾞﾅ
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	

